

国民健康保険被保険者証の更新時期です

新しい保険証を、9月中旬ころから世帯主あてにお届けします。
10月1日(水)からは、新しい保険証をお使いください。

ここに印字されているのが新しい有効期限です



☎ 保険医療課国民健康保険係 (市役所1階④番窓口 ☎23-3331 内線281・284～286)
大滝総合支所 (☎68-6111)

保険証の有効期限

市では、国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)の有効期間を1年間に定めていて、毎年9月に更新しています。

古い保険証	
有効期限	平成26年9月30日まで
9月中旬頃に郵送 ↓	
新しい保険証	
有効期限	平成27年9月30日まで



有効期限の例外

- 来年9月30日までに75歳になる方は誕生日の前日まで
 - 退職者医療制度に該当している方で65歳になる方は、誕生月の末日まで(1日が誕生日の方はその前日まで)
- ※短期被保険者証・被保険者資格証明書に該当する方には、別に更新の案内をします

交付方法

保険証は、世帯主あてに簡易書留で郵送します。
簡易書留は受取時に捺印が必要なので、受取人が不在のときは配達員が不在通知書を置いていきます。
ご自宅に不在通知書が入っていたときは、郵便局に連絡して再配達依頼をしてください。
郵便局での保管はおよそ7日間です。それ以降は市役所担当課で保管しますので、ご連絡をいただければ再郵送します。

市役所窓口での受け取りを希望される方は、本人確認できるものと印鑑をお持ちください。
代理人の受け取りを希望するとき、代理人の本人確認書類と印鑑のほか委任状も必要です。

旧保険証の取り扱い

9月中に新しい保険証が届いても、9月30日までは現在お持ちの保険証を使いますので、期限までは大切に所持・保管し、10月1日以降にハサミで切るなどして、各自で処分してください。

保険証は身分証としても利用できない場合がありますので、紛失しないよう十分にご注意ください。

被保険者の異動の手続き

世帯主や家族の方に異動(転入・転出・他の健康保険への加入や離脱など)があったときは、必ず14日以内に手続きをしてください。

修学者の手続き

大学や専門学校などへ通うため他市町村に住民票を異動するときは、保険証の異動手続きも必要です。

在学証明書か学生証、印鑑、保険証をお持ちになり、担当窓口にお越しください。(卒業・就職時なども手続きが必要)

脳ドック・短期人間ドック費用一部助成の追加募集



先に募集していました脳ドック・短期人間ドック費用の一部助成について、追加申込を受け付けます。
助成の条件など詳しくは、広報だて7月号・8月号のほか、市ホームページでも公開しています。
定員になり次第終了しますので、お早めにお申し込みください。



9月の市民参加実施予定

市では、基本的な計画や条例を決めるときに、市民の皆さんに素案の内容を事前に公表することで広く意見を募集し、提出された内容を計画案などに反映させる「パブリックコメント」制度を採用しています。この制度は、市民の皆さんがより行政活動に参加しやすい環境づくりを目的にしています。

☎ 企画課企画調整係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線212～214・218）

市民意見の募集

案 件	日 程	内 容
伊達市多目的研修集会施設（弄月館）条例及び施行規則の一部改正について	9月8日(月)～ 10月7日(火)	弄月館の基本使用料の改定、営業時間の変更に伴う条例と施行規則の改正について

担当：農務課農政係（第2庁舎 ☎23-3331内線524）

案 件	日 程	内 容
伊達市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（案）について	9月10日(水)～ 10月9日(木)	保護者が保育を利用する必要があるか、その認定基準を定める条例の制定について
伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について		認可を受けた教育・保育施設及び事業者が給付対象となることを市が確認するための基準を定める条例の制定について
伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について		市が認可する家庭的保育事業等に必要な設備・運営に関する基準を定める条例の制定について
伊達市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について		市が実施する放課後児童健全育成事業における設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

担当：児童家庭課保育係（市役所 1 階 ☎番窓 ☎23-3331内線324）

※「市民意見の公募（パブリック・コメント）」への意見提出は、住所・氏名をお忘れなく！（提出が無効になります）

※提出意見に対する市の回答は、おおむね募集期間終了後の翌月上旬に市役所ロビーや市ホームページで公表します。詳しくは直接担当にお問い合わせください

※「伊達市子ども・子育て支援事業計画」の策定について・「（仮称）放課後児童クラブ再編計画」の策定について・「伊達市認可保育所等再編計画」の改正についての市民意見の募集は延期になりました

委員の募集

「伊達市廃棄物減量等推進審議会」

内容 廃棄物の再利用などでの減量化や適正処理に必要な事項の審議

応募要件 市内にお住まいの18歳以上の方 5名

任期 11月から2年間

募集期限 9月19日(金)

応募方法 住所・氏名・年齢・性別・電話番号・職業・応募動機を書いて、持参・郵送・FAX・メールで担当に提出（書式自由）

担当：環境衛生課環境衛生係

（〒052-0024 伊達市鹿島町20-1

☎23-3331内線545・548 FAX23-1084 ✉：kanky@date.hokkaido.jp）